

環 第 2 3 8 号
平成16年 8月 2日

日本パール株式会社
代表取締役 前原 俊浩 様

千葉県知事 堂本 暁子

日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価方法書
に対する意見(通知)

平成16年3月8日付けで送付のあった標記方法書について、千葉県環境影響評価条例第10条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該事業の内容及びその周囲の環境を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、廃棄物焼却施設を新たに設置する事業であるが、隣接する土地に同社が設置する廃棄物焼却施設が存続することから、環境影響評価の実施に当たっては、当該既存施設及びその周辺の環境の状況に関する自主調査結果を有効に利用するようお願いいたします。

さらに、環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を基に、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り回避・低減するようお願いいたします。

また、環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うよう併せてお願いいたします。

記

1 環境影響評価項目について

- (1) 大気質について、既存の焼却施設から排出される金属の調査を実施するとともに、対象施設の稼動に伴うクロム等の金属の排出による影響について環境影響評価を実施すること。
- (2) 水底の底質について、排水中に含まれる有害物質が底質に蓄積される可能性があることから、対象施設の稼動に伴う排水の放流口周辺への影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。

- (3) 低周波音について、対象施設の稼動に伴い低周波音が発生することから、周辺の環境保全に留意する施設における影響を検討し、必要に応じて環境影響評価を実施すること。
- (4) 温室効果ガスについて、対象施設の稼動に伴いメタンが発生するおそれがあることから、メタンを含めて環境影響評価を実施すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気質にかかわる事項

- ア 施設稼動時のばい煙について、煙突や周辺建屋の構造、吐出速度と風速の比率から、ダウンウォッシュ・ダウンドラフトの出現頻度を予測するとともに、これらを考慮した年平均濃度の予測を行うこと。
- イ ダウンウォッシュ・ダウンドラフトを考慮した予測において、煙突や周辺建屋の構造、気象条件等を勘案し、経済産業省 低煙源工場拡散モデル (M E T I - L I S) 等の採用を検討し、適切なモデルを選定すること。
- ウ 既存の焼却施設におけるダウンウォッシュ・ダウンドラフトについて、目視等による確認調査を実施すること。
- エ 予測地点が木更津市及び市原市に設定されていないことから、両市内に予測地点を設定するとともに、四季ごとの等濃度線図を示すこと。

(2) 土壌にかかわる事項

計画地内の汚染土壌について、他者により処理が行われる場合は、適正に処理されたことを確認すること。

なお、自ら処理を行う場合は、環境影響評価を実施の上、汚染土壌を適正に処理すること。